

市第114号議案 横浜市老人福祉施設条例の一部改正

1	提案理由	2
2	改正の概要	2
3	施行予定日	2
	【参考】 横浜市新橋ホームの施設概要	3

1 提案理由

横浜市新橋ホームにおいて、当該施設の設置目的である養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所による養護事業に注力するため、介護保険法に基づく通所介護等及び居宅介護支援の事業を廃止することとし、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正します。

2 改正の概要

特別養護老人ホームが実施する事業について定める規定のうち、横浜市新橋ホームにおいてのみ行うことを規定している通所介護等及び居宅介護支援の規定を削除します。

3 施行予定日

令和9年4月1日

【参考】 横浜市新橋ホームの施設概要

所在地	泉区新橋町3番地
現指定管理者	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
現指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
開設年度	平成9年度
実施事業	特別養護老人ホーム（定員42名）
	短期入所生活介護（定員8名）
	養護老人ホーム（定員50名）
	通所介護（定員19名）
	居宅介護支援